

# NPOの台所

連載

5

## 理念の報酬

これまでコモنزの事務所の話や、立ち上げ資金を助成金や事業収入でどう賄ってきたかをお話しました。今回は人にまつわるお金についてご紹介します。

NPOでは、色々な人が仕事にかかわります。事務局スタッフ、アルバイト、イベント時のスタッフ、理事、あるいは外部の協力者に業務を任せられることもあります。外部の方、例えば講演会の講師や手話通訳者、税理士などに関しては報酬として当然一定の額をお支払いします。スタッフは仕事の時間量や責任に応じて立場がことなりますので、法人として処遇する場合は何らかのルールが必要になります。

コモنزの例を紹介しますと、最初は事務所につめる人への交通費からスタートしました。これはガソリン代や電車代の実費として単価を決めました。徐々に事務局スタッフとして勤務する人が絞られてくるにつれ、1日五千円の日当を支給するようになりまし。2年目途中からは仕事が本格化し、正式に法人が職員を雇う形になり月給制に移行しました。この際、何を根拠に支払いをする

のか明確にする必要があるのです。就業規則や給与規定、旅費規程などを理事会で検討し徐々に整備していきまし。収入の将来見通しが立たない中では、給与規定をつくると首をしめかねない「給与を払える余裕ができたら払うようにしよう」ということになりがちです。コモنزも1期目は給与と支出を抑えて繰越金を残す形にしました。しかしこのやり方では、スタッフが責任を担って成長していくことはできませんし、実際に事業には人件費というコストがかかっていることが外部からも会員からも見えなくなってしまう。発想を変えて、まずいくらまで出すと決めてそのための収入の見込みを作っていく事にしました。結果的に収入が不足すれば賃金未払いにするか、一度は給料を払い法人が職員から借り入れる形でお金をもどすなどの処理をしています。(これは決していい方法ではないのですが)とはいえ、基本給は低めにせざるを得ず、事業収入に応じて手当で調整するというのが現状です。

この他に給与扱いになるのは臨時業務のアルバイト代です。最も悩ん

だのは、ボランティアスタッフの交通費やお礼の処遇でした。お金は一切要らないという人とそうでない人がいるのでルールをつくりにくいのです。色々な考え方を聞いた上で次のように整理しています。

原則としてボランティアとはお金を持ち出してでも自発的に行なうものと考ええる。(ボランティアをするときは交通費や食事が出るというのが常識になるのはおかしい)アメリカのNPOの考え方も、ボランティアは原則無給。但し所得が低い人などに交通費などの実費を払う場合があるが、それは立場の弱い人にこそボランティアの機会を提供するべきとの考えによるもので、余裕がある人。にまで交通費は出さないとのこと。ですから、団体がボランティアを募る際は原則として交通費もたさず、本人から交通費や報酬がほしいとの申し出があった場合、法人にとつてその人の力が必要であると判断すれば支給額を個別に決めればいい、と考えてはいますが、茨城の風土にどれくらい合うことやら。

